

消費税 軽減税率に伴う中小事業者特例

平成31年10月1日施行の改正消費税法において、軽減税率が導入されます。対象品目は一定の飲食料品、新聞ですが、税率が複数存在することに伴い、以下の仕入税額控除の要件や税額計算の特例があります。

I 仕入税額控除の要件について

仕入税額控除の要件について現行の帳簿及び請求書等(請求書等保存方式)から、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、軽減対象資産の譲渡等に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が要件とされます(区分記載請求書等保存方式)。

① 帳簿の記載事項

課税仕入れに係る相手方の氏名又は名称・年月日・資産又は役務の内容(軽減対象品目である旨)・支払い対価の額

② 請求書等の記載事項

発行者の氏名又は名称・年月日・資産又は役務の内容(軽減対象品目である旨)・税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の税込対価の額・書類の交付を受ける者の氏名又は名称

- ①の帳簿の記載事項については会計ソフト等で10%か、8%かの税率区分を入力することで対応できますが、②の請求書等の記載事項については合計額に消費税率を乗じるのみのレシート・請求書では区分記載請求書等とは認められず、**軽減税率品目を明示し、税率ごとに税込合計額を表示するレジ又は受発注システムの改修**が必要となります。

II 中小事業者の税額計算の特例

Iの区分記載請求書等保存方式に伴い、事業者は区分経理を行い、税率の異なるごとに税額計算を行う必要がありますが、区分経理が困難な事情がある**中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります)**については、以下の特例が設けられています。

① 売上に係る税額の区分経理が困難な場合

	小売等軽減仕入割合	10営業日基準	50%基準
対象業種	卸売業・小売業	なし	なし
要件	簡易課税の適用を受けない	なし	軽減税率対象売上50%超
税込課税売上に乗ずる割合	$\frac{\text{分母のうち軽減税率仕入額}}{\text{課税仕入れ等の合計額}}$	$\frac{\text{連続する10営業日軽減税率売上}}{\text{連続する10営業日課税売上}}$	50%

売上税額の区分経理が「困難な場合」には、税込課税売上高に上記のいずれかの割合を乗じて、軽減税率の対象となる売上高を計算します。実質的に小売等軽減仕入割合と10営業日基準との有利判定となり、区分経理ができていない場合には、最終手段として50%基準を用いることとなります。

② 仕入に係る税額の区分経理が困難な場合

仕入税額についても経過措置として売上税額と同様に**卸売業・小売業を営む事業者**については、課税売上高全体に占める軽減税率の対象となる課税売上高の割合を用いて、軽減税率の対象となる課税仕入高を計算できます。

③ 簡易課税制度の届出の特例

課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することについて、困難な事情がある中小事業者については「簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

本来は課税期間の初日の前日まで(前期末)となる**提出期限が、当課税期間の末日まで**となります。

飲食業等においては売上に係る消費税が10%である割合が大半を占め、一方で仕入に係る消費税は8%となるため、簡易課税制度によるみなし仕入れ率を適用した場合と原則課税の場合を、決算日前に有利判定する必要があります。(当該特例の対象期間は平成31年10月1日～平成32年9月30日までの日の属する課税期間です)